

平成29年度山形県環境審議会 環境計画管理部会 議事録

1 日 時

平成29年12月25日（月） 午後1時30分～午後3時20分

2 場 所

山形県庁講堂

3 出席者等（敬称略）

(1) 出席委員及び特別委員

青柳 紀子 伊藤 泰志 國方 敬司 小林 裕明 内藤いづみ 二藤部真澄
能登 淳一 三浦 秀一 本橋 元 山崎多代里 渡邊 元子
鈴木 宏（東北経済産業局長代理） 吉澤 友秀（東北地方環境事務所長代理）

(2) 欠席委員

後藤とし子

(3) 出席した事務局職員（課長級以上）

環境エネルギー部長	太田 宏明
環境エネルギー部次長	永澤 浩一
環境科学研究センター所長	小野 保博
環境エネルギー部環境企画課長	佐藤 孝喜
水大気環境課長	細矢 博
循環型社会推進課長	菅原 靖男
循環型社会推進課廃棄物対策主幹	佐藤 貢一
みどり自然課長	佐々木紀子
みどり自然課みどり県民活動推進主幹	鈴木 良幸

4 会議の概要

(1) 開 会

(2) 挨拶（太田環境エネルギー部長）

(3) 議 事

① 議事録署名人の指名について

國方部会長	審議会運営規則第7条の規定により、「審議会の会議については、議事録を作成し、議長及び議長の指名した委員2名が署名する」とされていますので、私以外の議事録署名人として、内藤いづみ委員及び二藤部真澄委員を指名します。
-------	--

② 部会長職務代理者の指名について

國方部会長	審議会条例第6条第5項の規定により、「部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」とされていますので、部会長職務代理者に、三浦 秀一委員を指名を指名します。
-------	--

③ 第3次山形県環境計画、山形県地球温暖化対策実行計画及び第2次山形県循環型社会形成推進計画の進捗状況について

國方部会長	次に、「第3次山形県環境計画」、「山形県地球温暖化対策実行計画」、「第2次山形県循環型社会形成推進計画」の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。
事務局	資料1-1～資料3-2について説明
國方部会長	ただいま事務局より説明がありましたが、これらに関して、委員の皆様から、御意見、御提言を頂戴いたしたいと思います。
青柳委員	第3次山形県環境計画に基づく環境施策の取組み状況というところでゴミが若干又増えてきています。今後とも取組みを進めていかなければなりません。また、更に新しい取組みをご検討いただきたい。
伊藤委員	再生可能エネルギーの関係で、木質バイオマス発電所は今後、県内で何箇所設置されるのでしょうか。木材の確保が課題になるが、間伐材の利用も含めて、これだけの木質バイオマス発電を行う分の量が本当に確保できるのでしょうか。情報がありませんでしたら教えていただきたい。
エネルギー政策推進課課長補佐	<p>現在稼働しているバイオマス発電所は、県内で4箇所ほどあります。さらに計画中のものが5箇所となっております、大体4ブロックにバランスよく配置される予定となっております。</p> <p>2点目の材料、燃焼材の確保の見通しですが、9箇所の中には外材を専門に扱う発電所もありますが、この点につきましては農林水産部と連携を図りながら進めております。木材から出るCD材に加えて、林地残材などもフルに活用しながら、計画を決定しているものについては、運営に支障が出ないように材料の供給を調整していきたいと農林水産部から伺っているところです。</p>
小林委員	再生可能エネルギーを今後拡大していく上で、送電網の空き容量の確保が全国的に難しいという話を聞きます。山形県はどのような状況にあるのか、確保しにくいとすればどのような対策が必要でしょうか。
エネルギー政策推進課課長補佐	送電網につきましては、東北の中では北東北3県が空き容量ゼロということで大きく取り上げられておりますが、山形県内におきましても、庄内、最上、及び北村山では送電網の空き容量はゼロと東北電力から公表されており、事業者が問合せをすると、系統の増強をしないと接続が出来ないという答えが返ってくるという状況にあります。小国でも同じような状況にあります。委員からもお話がありましたとおり、再エネの導入にあたっては、送電網の空き容量があることが大前提となりますので、県としては東北電力にハード、ソフト両面での対策の検討を提案・要望しております。この問題は、国でもエネルギー基本計画の見直しの中で「大きな問題の一つ」、「解消すべき課題の一つ」として取り上げております。現在の送電網は全ての発電所が稼働し、発電を最大に行った場合にきちんと流れるように設計さ

れております。例えば、現在、原子力発電所が止まっていますが、それも稼働しているとしてカウントしているほか、再生可能エネルギーも常時100%発電するとしてカウントされていますので、発電実績に合わせた運用とすることで、もっと電気を流せるのではないかと、もっと接続できるのではないかと、国でも検討が進められています。県としましては、ハード面の増強が必要なところは出てくるかもしれませんが、ソフト面で改善されれば投資効率を考えて一番望ましいので、検討状況を踏まえ、必要な対応を更に求めていきます。

内藤委員

資料1-1の2と資料4の関係で、県のエネルギー政策における大規模事業の展開と、県の森林保護政策の整合性をいかに図るかについては、環境影響評価条例の改正によって一定の歯止めがかかるのは非常に好ましいことだが、このたび追加になったのは里山地区4箇所しかないところからすると、この歯止めは非常に限定的ではないでしょうか。今後、住民との調整がうまくいかないケースも考えられます。昔は民から民への売買ということで済んでいたのですが、現在は森林政策として県民の税金を投入して森林保護を行っていますので、県民が見えるような形で、どのように県が関わっていくのか伺いたい。

また、木質バイオマス発電所は以前よりも増えていますので、調達する材料の競争がどのくらい起きるのか不安があります。これから地域の賦存量の検証などをしていかないと、不安が現実化してくるのではないかと。

それから、資料1-1の2枚目、水素エネルギーの活用は山形県環境計画の中間見直しから取り上げられているが、この動きがあまり県民には見えてきていないようです。その辺をご説明いただきたい。

また、やまがた緑環境税について、10年が終わって新しいスタートとなっています。その資料がありませんので、その辺をフォローしていただきたい。

みどり自然
課長

1点目の再生可能エネルギーの大規模事業の県内展開と、今回条例改正した環境影響評価条例との関係についてですが、後ほどこの件については条例改正の内容をご説明しますが、今回改正したのは発電事業をこの条例の対象にするということです。きっかけは大規模な太陽光発電計画などが県内でも現れており、それらに対して環境面からの配慮を求めていく必要があるためです。面積など、国の法アセスを念頭に設定しています。先ほど里山環境保全地域の話もありましたが、特別地域には保安林や自然公園が入っていますが、その中に里山環境保全地域を加え、内容を整理したところです。

アセスは、環境への影響がなるべく小さくなるよう、事業者自らが住民の意見を聞きながら計画を作っていくという制度です。事業が固まる前の計画の検討段階でも住民に意見を聞いて、より環境配慮ができるように、このたびの条例改正では法アセスにもある配慮書手続きを新たに加えております。

アセスの手続きを経て具体的に開発行為に移りますと、林地開発許可制度等の規制によってチェックされることとなりますが、環境影響評価条例では、まずは「規模の大きいもの」、そして「環境影響配慮」という観点から改正しております。

エネルギー
政策推進課

2点目のバイオマス発電所の今後の見通しですが、実際、事業計画を認定しているのは国ですが、審査にあたっては、特に材料の供給見通しが重要ポイントとされ

課長補佐	<p>ており、見通しが立たないものは認定が受けられません。材料の供給という視点からは、今後新たな増設というのは現実的になかなか厳しいのではないかと考えておりますが、今決まっているものについては、林地残材などの活用を図りながら、何とか材料を確保できるように調整していく方向です。</p> <p>なお、当課はエネルギーの開発を促進する立場ですが、やはり環境との調和が大前提ですので、当課としても、事業者が相談にこられた際には、地元の調整、環境との調和について、十分配慮して案件を進めるよう要請しております。</p>
環境企画課長	<p>水素エネルギーですが、当課で燃料電池自動車の普及啓発を担っております。燃料電池自動車の普及については、車両本体と水素ステーションが必要ですが、水素ステーションは億単位の整備費用がかかるので、関係する事業者等と意見交換あるいは水素に関するセミナーなどを開催して、県でも普及に努めています。自動車については、国際的にも燃料電池自動車よりは電気自動車へ大きく舵を切っているところですが、そういった中で国では燃料電池等のロードマップ等を作っていますので、国の状況などを踏まえながら対応していきたいと考えております。</p>
みどり県民活動推進主幹	<p>やまがた緑環境税の評価・見直しにつきましては、平成27年度と28年度の2箇年にわたり、やまがた緑県民会議においてご審議をいただき、評価・検証を行ったところです。その評価・検証の資料が本日委員の皆様へ配付されていないということですので、資料につきましては後ほどお届けします。</p>
二藤部委員	<p>先ほど家庭系ごみの排出量がなかなか横ばい状態だとか、リサイクル率がなかなか上がらないという説明があったのですが、実は11月に家庭系のごみの中で食品ロスに関するセミナーを山形市と一緒にさせていただきました。講師の団体がフードドライブ活動をすでに実践している団体でしたので、そのときにセミナーに参加していただいた方から家庭で眠っている賞費期限が1か月以上の食品を持ちよって、団体から必要な方にお渡しいただきました。そういう団体との協力・連携も食品ロスに関してはあります。また、リサイクルについても小学生でもリサイクルという言葉を知っていますので、省エネもそうですが、それらをいかに実践に結びつけるかということが非常に大事になってきますので、例えば、環境学習、子どもの聞く力も含めてご検討いただきたい。</p>
能登委員	<p>環境アセスメントについて、今回の条例改正は、飯豊町や大石田町で大規模太陽光発電所の開発計画が問題になっていることもあると思うが、私としては飯豊町も大石田町も非常に豪雪地帯であることを大変危惧しており、常識的に考えても通常でも積雪が3mを超えるような場所に太陽光発電の設備を設置するというのは非常に無理がある。環境アセスメントの中でそこまで評価できないのでしょうか。</p>
みどり自然課長	<p>環境アセスメントでは施設が設置される過程や営業中の環境への影響について事業者が自ら調査してその影響を予測し、評価を行う、そしてその結果、環境保全措置が必要であれば対策をしながら、事業をより環境影響が少ない、小さいものにして行くという制度でありますので、直接的に豪雪地帯なので事業ができるかどうかというのとは違った観点になります。</p>

エネルギー
政策推進課
課長補佐

当課でも委員のお話と同じような疑問を持ちまして、事業者にも積雪についてどのような対策をしていくのか話を聞いているところです。大石田町も同じような疑問を事業者に呈してございまして、事務者において事業が支障なく、当初の計画通りできるのかということも今後検証していくことも考えているようです。いずれにしてもせっかく開発して豪雪地帯で発電できない、あるいは、雪の被害で設備が壊れるということでは、あまり意味のないことになってしまいますので、当課でも指導の範囲の中で十分事業化の可能性をお聞きしながら、適正な開発が進むように指導してまいりたいと思っております。

三浦委員

バイオマス発電に対する懸念・心配の声が必ず出ていると思いますが、今回環境影響評価条例の改正でバイオマス発電が盛り込まれなかったのは非常に残念です。ぜひ継続的に検討いただきたい。林業・森林関係の皆さんはバイオマス発電はまず間違いなく成り立たないとおっしゃっています。認定の段階でヒアリング等があったとはいえ、発電所ができた後で資源収集の検討に入っています。やってみなければわからないような状況で走り出そうとしているのが実情だと思います。今後とも注視していただきたいと思います。結局、各発電所でどういった資源を調達しているのか県民に伝わらない、情報が開示されていないということが不安を煽っている大きな要因だと思います。最近ですと、外材を大量に導入する・購入するというものもあれば、地域材としか言わずに、県内なのか県外なのかはっきり言わないような非常にあいまいな事業者もいます。少なくとも県の森林資源からどれだけ供給するのか、それをきちんと公開してもらうことが必要ではないでしょうか。

また、成果がいまひとつあがってなかった部分としてエネルギーの消費の削減がありました。温暖化対策はパリ協定の話もあり、かなり重要度の高い課題だと思います。その中では、脱炭素化というような動きがかなり大きくなってきており、エネルギー消費を削減していくには、キャンペーン的な運動だけでは済まないのではないかと思います。特に省エネルギーでいうと、建物関係の省エネルギーは例えばゼロエネルギー住宅のようなものが環境省、経産省共同でこれから推進していく流れになっていますが、ゼロエネルギー化をいかに進めていくかというような政策に補助金も出されてます。ゼロエネルギー化を推進するための対策もできるだけ具体的に盛り込んでいただきたい。

みどり自然
課長

バイオマス発電につきましても環境影響評価の火力発電の部分で対象となる場合があり、現在も酒田北港のバイオマス発電所の計画についてアセス手続きを行っているという状況であります。

三浦委員

バイオマス発電は5000kW程度ですので、もう少し対象規模を落とした方がいいのではないのでしょうか。

みどり自然
課長

今の酒田北港のバイオマス発電は条例改正前から対象になってございまして、なぜ対象になったかということも排出ガス量が20万m³N/hで対象になるのですが、それを超えるということでの対象事業となっております。

本橋委員

3点ございます。まず、一つ目は参考資料1-1にもある風力発電についてです。もともと内陸はそれほど風が強くないし、風況的に恵まれているところはあっても、そこまで物を運ぶのに非常に苦勞することになりますから、無理に内陸に建てる必要はないと思います。隣の秋田県では1,000台の風車を建てようという計画があります。同時に建設するわけではなくて、1年間に50台ずつ×20年とやれば1,000台に届きます。そのためには地元で風車工場も出てくるし、25年後には風車の寿命がきますので、建替えをすれば、地元で産業が興るといような経済的にも成り立つようなことを考えています。山形県で風力を導入することだけが目標ではなくて、それを通して地域が潤うということも考えるといい。山形県に風力を導入するとなればやはり庄内、可能であれば洋上風力になるのではないのでしょうか。

それから、2点目はごみがなかなか減らないという話について、たいていのごみは焼却するが、焼却するときに熱が出ますから、見方によってはエネルギーになる。今回の資料の中にもエリア供給システムの構築というのがある。その対象になるのは温泉を考えているが、そこにごみ焼却で得られる熱を使ってもいいのではないかと。ご検討をいただきたい。

3点目は資料1-2、CO₂の森林吸収について、7番目の森林吸収源対策面積の直近値と目標値と比べると、目標値がかなり増えている。その下の8番目の森林による二酸化炭素吸収量というところが逆に減っている。当然、木が老化していけばCO₂吸収量は減ります。それを放置するのではなくて、積極的に植え替えていくようなことを考えると良いのではないのでしょうか。また、森林吸収源対策面積とは何か。

エネルギー
政策推進課
課長補佐

1点目で秋田県のような再生可能エネルギーを通じて産業を活性化していく取組みというご提案がありましたが、本県においても、エネルギー導入を通じて地域産業の活性化を図ることを大きな理念のひとつに掲げております。まだ十分目に見える形となっていない部分はありますが、風力は非常に大規模な設備ということで、例えば、他所から海を使って持ってくるということになれば、酒田港の活性化にもつながってくると思いますので、洋上ということに限らず、風力、あるいはそれ以外でも、地元の産業振興、産業の誘致などという視点も引き続き持ちながら取り組んでまいります。

2点目のごみの焼却施設の熱をエリアで利用するということですが、国もそうですが、先般できた山形市のごみ焼却施設でもそういったものを有効に活用する取組みをしています。県内のリサイクル施設がいくつかありますので、引き続き私どもの立場からも推進を図っていきたいと思います。また、バイオマス発電所ですが、当然、発電に伴ってかなりの熱が出ますので、これを近隣のエリアで利用できないかということで、フィージビリティスタディの支援などもしております。実際いくつかの事業者では近隣施設への供給も検討しておりますので、大きな面積だけでなく、複数近隣の施設を有するという点も含めて、取組みを今後とも促進していきたいと思います。

環境企画課
長

森林吸収源については、先ほどの資料1-2の1-(2)の7の「森林吸収源対策面積」と8の「森林による二酸化炭素吸収量」が関係するわけですが、植生、樹齢等を考慮して計画的に間伐等の森林整備をすることになっており、それを算定した

	<p>ものと理解しております。この吸収量の数値は国で計算したものを都道府県ごとに割当てたと伺っておりますので、計画的に森林整備をした上での本県に該当する量ということになります。</p>
本橋委員	<p>ありがとうございます。そうすると計画的に取り組む予定だが、森林の成長が追いつかないという理解でよろしいでしょうか。</p>
環境企画課長	<p>実際に二酸化炭素吸収量の目標値は減ってますが、県内の森林の構成（植生、樹齢等）によるものだという理解です。</p>
本橋委員	<p>ありがとうございます。</p>
山崎委員	<p>4点ほど。1点目は最初ご説明いただいた資料1-1の2です。Jクレジットの単価はいくら位だったのか。</p> <p>2点目は資料3-1において、施策の6で循環型社会の総合利用の促進とありながら、今年度はペレットストーブ・ボイラー等の設置の支援に対して定義がすごい不安定なところがありましたので、来年度からは特にボイラーにおいては常識の範囲内できちんと結果を出していただきたい。</p> <p>3点目は先ほど内藤委員からご質問があったが、私どもでも12月9日に山形大学の理学部の環境エネルギーシンポジウム（水素について）を開催しました。ただ、私たちが思っているほど全然踏み込んで進んでいないという結論を私は得ました。</p> <p>4点目は小林委員がご質問になった送電網の空き容量についてですが、京都大学のプロジェクトで既に精査に入っています。全国の電力会社の公表数値とはかなりかけ離れていまして、空き容量はかなりあるという結論がでているようですので、近いうちに公表になると思います。</p>
環境企画課長	<p>Jクレジットの単価ですが、昨年度分につきましては税抜きで2,000円/t-CO2です。今年度の503t分については、4つの事業者から購入いただいており、高い方から税抜き2,500円/t-CO2・2,200円/t-CO2・2,000円/t-CO2・1,850円/t-CO2という単価になります。税込みの平均単価ですが、2,330円/t-CO2になります。</p>
渡邊委員	<p>木質バイオマスの燃料について、不足しているということを聞きました。山形県の産業廃棄物の木屑は、ほぼ宮城県石巻市の日本製紙のバイオマス燃料になっています。産廃の木屑が宮城県にバイオマス燃料として出て行ってますが、この関係はどうなっているのですか。</p> <p>あと、今回、水銀使用産業廃棄物や水銀含有物の取扱いを明確にしなければならなくなりました。水銀を使用している蛍光灯が結構あります。ただ、山形県ではどこに持って行くのか業者に対して説明がありませんでした。山形県には水銀使用製品産業廃棄物の処分場がないのかもしれませんが。宮城県にはあります。宮城県に持って行っている業者はあるが、数量が少ないと、なかなか運賃を掛けて持って行くというのが大変です。対策として、例えば県で集める場所（産廃の積替え保管をやっている業者等）を明示して、そちらに持って行ってもらうようにすれば、水銀使用製品産業廃棄物の蛍光灯等の処分が結構スムーズに行くのではないかと考えて</p>

<p>廃棄物対策 主幹</p>	<p>いますが、どうか。</p>
<p>鈴木特別委 員代理</p>	<p>今、ご意見がありました2点についてですが、1点目は解体廃棄物の燃料拡充についてですが、FITの買取価格の関係もあり、事業者が高く売れるところに出しているのではないかと思われるが、詳しい資料が手元にないので詳細は不明です。</p> <p>2点目の水銀の関係ですが、ご指摘のように、法改正に伴い、事業者収集・運搬の説明をしました。その結果、取扱いを行う事業者では、許可証の書換えとか、様々今進んでおります。ただ、県内に最終的な処分場所が少ないので、県外に運搬することになるが、適正に運搬するよう指導しているところです。ご意見のあった集積場所の設定や、その場所を県で周知したりすることは、今のところ想定しておりません。また、個別に問い合わせがあれば、「名簿をご覧ください、確認の上、運べる場所に委託してください」というような通常どおりの回答をしております。</p>
<p>吉澤特別委 員代理</p>	<p>資料3-2の最後の方で、小型家電リサイクルに取り組む市町村について全市町村が達成しているという状況ではあるが、少し前の調査では東北は各県とも回収量が少ないという状況でした。回収量を増やすような働きかけを今後もお願いします。同じところで全市町村実施をして達成という状況ではあるが、県民の皆さんが小型家電リサイクルに取り組みやすいように、例えば、品目数の拡大であるとか、回収拠点の増加であるとか、そういったことも市町村に働きかけをお願いします。もう一つ、小型家電リサイクルの認定事業者というのは法律で認定された事業者で、山形県内には存在していないが、地元のリサイクルの認定事業者がいた方が回収が進むので、地元事業者の育成、県内でなくても地元で活動するような事業者を増やしていくなどの取組みを今後検討していただきたい。</p>
<p>國方部会長</p>	<p>資料1-1の環境教育を通じた環境の人づくりという目標ですが、今まで見直しの時にふれられなかったのですが、若干古いかと思えます。今、ESDであるとかSDGsといったものが入ってきておりますので、それらの観点も入れていただきたい。</p> <p>もう一点、資料4のアセスの件ですが、仙台市にアセスの法規制の掛からない規模の小さい火力発電所ができました。条例にも規定が無いので、例えば、住民説明会などはやらないと言っています。書いてないんだからやらなくていいじゃないかと。協力的な事業者ばかりではないので、情報収集をして、万全を期した条例改正をお願いしたいと思います。</p>
<p>委員の皆様、非常に活発で多様なご意見・ご質問を頂きありがとうございます。私からも、簡単に2点だけ申し上げます。</p> <p>1点は一般廃棄物の問題でありますけれども、私は山形市の清掃問題審議会にも関わっているのですが、家庭系ごみに関しては山形市民の皆さん非常に協力的で削減がまあまあ進んでいます。問題は事業系一般廃棄物で、この削減が進まない、あるいはリサイクル率が非常に低いということで、いわば家庭系ごみの努力がむしろはっきり分からないという状況になっています。やはり山形市でも事業系一般廃棄</p>	

物の削減とリサイクル率の上昇が非常に課題になっています。山形県でも是非、色々な市町村と連携して進めていければいいのではないのでしょうか。

それから、もう1点は、私も気がつかなかった点で、まずかったなと思ったが、環境教育の参加者数が伸びないという話。考えてみれば、少子化が進行していく中で児童・生徒数が減っていくのは止めようがない状況であると思います。そういった点で言えば、参加者数を増やすのはなかなか難しい問題になります。参加者数という目標を今さら変えるわけにはいかないと思いますが、参考資料というような形ででも、参加率、小中学校生の全体の人数と比べて参加者数がどの程度だということで、いわば率という形にすると、努力して上がっていくかもしれません。ご提案させていただいたきます。

(4) 報告

① 山形県環境影響評価条例の一部改正について

國方部会長	この部会の審議事項ではありませんが、事務局から関連する事項について、報告があります。 それでは、山形県環境影響評価条例の一部改正について、事務局より説明をお願いします。
事務局	資料4 について説明
國方部会長	ただいまの事務局の説明に対し、委員の皆様から御質問などございませんか。
内藤委員	里山環境保全地域というのは自然環境保全条例が制定された時に指定されているものであって、その時から時間が経っていて環境に対する意識や残さなければいけない里山というものに多少ずれが出てきた場合、自然環境保全条例で指定地域として追加することで、アセス条例の特別地域にも設定されるという流れになるのでしょうか。
みどり自然課長	今回、特別地域に里山環境保全地域を追加したのは、このアセス条例が制定された時には里山環境保全地域が指定されておらず、条例が制定された後に里山環境保全地域が指定されるようになったためです。今後、里山環境保全地域の状況がいろいろ変わった場合には、そのときの状況を見ながらの判断になるかと思います。
三浦委員	計画途中だったと思うのですが、色々問題になっている大石田の件などについては、この条例に関わるのでしょうか。
みどり自然課長	面積的には太陽光発電事業については普通地域で50ha以上ということなので、お聞きしている計画面積ですと、これを超えるので、対象になると考えております。経過措置ということで着工直前まで進んでいるものについては、先ほど申し上げたとおり、配慮する必要があるとなります。具体的には、当該事業地域は森林地域になりますので、私有林の開発行為許可を施行日前までに受けているのであれば対象にならないということになりますが、今のところ当該地が林地開発許可を受けているという話は聞いておりません。

② 山形県災害廃棄物処理計画の骨子（案）について

國方部会長	次に、山形県災害廃棄物処理計画の骨子（案）について、事務局より説明をお願いします。
事務局	資料5-1、資料5-2及び資料6について説明
國方部会長	ただいまの事務局の説明に対し、委員の皆様から御質問などございませんか。 (質問等なし)

(5) その他 ーなしー

(6) 閉 会

議事録署名人 部会長 國 方 敬 司
 委 員 内 藤 いづみ
 委 員 二藤部 真 澄